

第 6 回淡路市教育委員会	
日 時	令和 7 年 6 月 1 8 日（木）午後 2 時 0 0 分～
場 所	淡路市役所本庁舎 2 号館大会議室 4， 5
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：田中道代(職務代理)、岸本伸明、丹野典子、久保雅一 教育部長：水名口博行 教育部長兼指導主事：山本 哲 教育部付部長（スポーツ振興担当）兼スポーツ推進課長：片平吉昭 教育部次長兼教育総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：平本雅稔 教育部次長兼東浦図書館長：嶋根健治 教育部社会教育課付課長兼津名図書館長：済藤昌希 教育部学校教育課長兼指導主事：橋ヶ迫健 教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：向井 望 学校教育課特命参事兼指導主事：井高正和、田村真央(欠席)
1. 開 会 岡山次長 ただ今から、令和 7 年第 6 回淡路市定例教育委員会を開催します。 なお、本日の会議は、全委員に出席していただいていますので、成立します。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。 2. 挨拶 角村教育長 （教育長挨拶） 岡山次長 久保委員就任後、初めての定例教育委員会ですので、本日、出席しております教育委員及び管理職の紹介をしたいと思います。最初に、角村教育長からお願いします。 （教育長、教育委員自己紹介） 岡山次長	

続いて、本日出席しております事務局の自己紹介をさせていただきます。
水名口部長から、お願いします。

(順次、事務局職員自己紹介)

3. 前回会議録の承認について

岡山次長

ありがとうございました。次に、前回第5回の定例会の会議録につきましては、6月10日に送付しております。前もって目を通していただいていると思いますが、何か訂正なり、御意見がありますでしょうか。

教育委員

(特に意見なし)

岡山次長

ないようですので、署名については、田中委員、岸本委員にそれぞれ後ほどお願いいたします。

4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、田中委員、丹野委員をお願いいたします。

5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、これからの会議の進行については、角村教育長でお願いします。

6. 議事

角村教育長

ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

それでは、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りいたします。

淡路市教育委員会会議規則第7条第1項で、会議は原則公開となっておりますが、同条ただし書及び地教行法第14条第7項ただし書の規定により、出席者の3分の2以上の特別多数決で議決した場合は、非公開とすることができます。

本日の会議では、報告第9号「教育委員会の所属職員の任免の件」につきましては、会議規則第7条第1項第1号に規定する「非公開とすることができる人事関係案件」に当たりますが、既に発令されたものであり、会議を公開することに特段の支障が生じるおそれも見当たりませんので、これについては、会議の透明性を確保する観点から、公開することが適切と考えています。

以上のことから、報告第9号については、公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員ですので、よって、公開と決定します。

次に、議案第16号「教育委員会の所属職員の任免の件」につきましては、会議規則第7条第1項第1号に規定する「非公開とすることができる人事関係案件」に当たります。

会計年度任用職員を、適切に任用するための準備段階の情報であり、正式に任用されるまでの間は、非公開の取扱いが適当と考えます。

以上のことから、議案第16号については、非公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(挙手全員)

角村教育長

よって、非公開と決定します。

なお、配布資料は会議次第のみとし、議案等については、備え付け資料を閲覧するものとします。

本日の会議は、公開案件、協議・報告事項の順で審議を行い、全て終了後に、非公開案件1件の審議を行い、閉会という流れで進めたいと思います。

それでは、公開の案件から始めます。議案第15号「淡路市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定の件」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、議案第15号「淡路市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定の件」について、御説明させていただきます。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、教育委員会の会議の原則公開が定められております。現行の淡路市教育委員会傍聴人規則においては、傍聴を希望する者が、傍聴の許可を得る要件について、「名前」、「住所」及び「職業」を告げることとしておりますが、傍聴の許可要件の一つにある傍聴しようとする者の「職業」を確認する必要性が認められないため、当該部分を削除することとします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第15号「淡路市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

角村教育長

それでは、続いて協議・報告事項へ移ります。報告第9号「教育委員会の所属職員の任免」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、報告第9号「教育委員会の所属職員の任免」について、御説明させていただきます。

淡路市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号において、「委員会及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。」は、委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項とされています。

しかし、緊急に処理する必要があり、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないため、規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時代理をいたしました。

任免の内容については、別紙のとおりとなっています。以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

次に、報告第10号「教育長職務代理者の指名」について、私から御説明

します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められております。

淡路市教育委員会では、令和6年6月18日付けで、教育長職務代理者として西川玉士委員を指名させていただきましたが、退任に伴い、後任として、令和7年6月18日付けで、田中道代委員を指名させていただきましたので、御報告いたします。

この件について、御質問はありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、報告第10号「教育長職務代理者の指名についての件」については、報告を終わります。

角村教育長

続いて、資料No.11「淡路市立中浜稔猫美術館の臨時開館」、資料No.12「淡路市立中浜稔猫美術館の開館時間変更」及び資料No.13「淡路市立陶芸館の臨時開館」について、一括して事務局から説明してください。

平本次長

それでは、資料No.11「淡路市立中浜稔猫美術館の臨時開館」、資料No.12「淡路市立中浜稔猫美術館の開館時間変更」及び資料No.13「淡路市立陶芸館の臨時開館」について、一括して説明させていただきます。

「淡路市立中浜稔猫美術館」及び「淡路市立陶芸館」の指定管理者である舞鶴トレード株式会社から、入館者を増やすため、通常休館日となる8月12日（火）に、臨時で開館したい旨の申請がありました。

また、資料No.12では、「淡路市立中浜稔猫美術館」において8月9日（土）・10日（日）の2日間にわたり、中浜稔先生を交えて、企画イベントや特別展示等を計画しており、通常の閉館時間は午後6時となっているところを、両日とも閉館時間を2時間延長し、午後8時までとしたい旨の申請が、条例に基づき、ございました。

これらについて、事務局で精査し、検討した結果、お盆休みのシーズンに特別展示や臨時開館することで、観光客をはじめ、淡路市内外の多くの方々

に、当該施設に来館いただき、両施設の利用促進を図ることや、本市の魅力についてのPRにもつながることから、令和7年6月11日付けで、資料11、12及び13のとおり、臨時開館及び開館時間変更について承認をし、その内容を告示しましたので、御報告いたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、資料No.11「淡路市立中浜稔猫美術館の臨時開館」、資料No.12「淡路市立中浜稔猫美術館の開館時間変更」及び資料No.13「淡路市立陶芸館の臨時開館」については、報告を終わります。

それでは、これからの進行については、事務局の岡山次長で進めてください。

岡山次長

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

次に、第115回市議会定例会の審議状況等について、順次御報告を申し上げます。

まず、最初に、議案質疑について、お願いします。

山本部長

(資料に基づいて説明)

議案第38号「財産取得の件(教育用タブレット端末等)」については、総務文教常任委員会で可決すべきものと採決され、本会議においても可決をされております。

岡山次長

次に、補正予算審査特別委員会について、スポーツ推進課、学校教育課からお願いします。

片平部長

(資料に基づいて説明)

橋ヶ迫課長

(資料に基づいて説明)

水名口部長

この補正予算については、補正予算審査特別委員会において、可決すべきものと採決され、本会議においても可決されております。

岡山次長

議案質疑、補正予算について、何か御質問や御意見等がありますでしょうか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

続きまして一般質問につきまして、御説明させていただきます。一括して水名口部長からお願いいたします。

水名口部長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

ただ今の御報告について、何か御質問や御意見等ございますでしょうか。

久保委員

スポーツパーク整備事業について、これはどのような事業ですか。

片平部長

令和5年度ですが、生穂新島運動公園内に人工芝広場の整備とともに、遊具を配置しており、今回、その隣接地にスケートボード広場の整備とバスケットゴール等を配置する予定です。

久保委員

小学校遊具更新事業についてですが、市内小学校の老朽化している遊具を更新する事業でしょうか。小学校遊具については、老朽化しているところが多く、各小学校の遊具にロープを張って、使用不可になっているところが多いですね。3年で、全て更新する予定と聞きましたが、順番が後になる小学校は待たないといけなくなるので、例えば、ブランコなど、特定の遊具から更新していく方法などできますでしょうか。

岡山次長

おっしゃるとおり、遊具更新事業については、3年かけて小学校全11校で実施する予定です。できれば、1年で一度に実施できればいいのですが、まとまった工事期間が必要になります。先ほど委員が言われたように、全11校にブランコがあったら各学校11か所で更新、次に別の遊具を全校で行うという方法だと、撤去と設置作業を行う必要があり、時間や場所の制約が大きくなります。

1校ずつ、全ての遊具を撤去し、設置も行った方が、時間や場所の制約が少なくなりますし、費用面を抑えることができます。委員から御指摘いただいた問題については認識しておりますが、総合的に検討した結果、現在設置されている遊具が古い学校から、順に実施しようと考えております。また、新しい規格の遊具を設置する場合、所定のスペースを空ける必要があるため、設置場所を変更する必要がありますので、1校ずつ遊具を更新することが望ましいと考えています。

角村教育長

学校現場と十分に調整し、事業を実施してください。

岸本委員

学童保育支援員認定サポーターについて、放課後児童支援員資格者を増やすということですが、この研修を受けると、具体的に何ができるようになりますか。

平本次長

学童保育を実施するに当たり、資格のある支援員を必ず1名は配置しなければならないこととなっています。国が定める規定では、児童20人に対して、支援員を必ず1人配置する必要がある、20人を超えて40人までの間は、支援員1人と補助員がいればよいことになっています。

現在、学童保育にいるスタッフ全員が資格を持っているわけではないため、補助員として経験を積んでもらってから、県が実施する研修を受講して、資格を取得してもらっています。

また、支援員認定サポーターについては、支援員資格を持っておられる方が退職された後でも、学童保育にできるだけお手伝いをいただく制度で、今年度から14名の方を任用し、整備しました。

なお、例年支援員の確保には苦慮しておりましたが、今年度は、学童保育のスタッフの募集の仕方を工夫し、5人という多くの方を任用することができました。今後も、安全安心な学童保育を確保したいと考えています。

田中委員

スクールサポートスタッフについてですが、配置される学校の規模はそれぞれ違うと思いますが、人数や勤務時間などは決まっているのですか。

橋ヶ迫課長

基本的に、1校当たり1人配置の予定ですが、現在欠員があり、間もなく任用予定の学校があります。学校規模によって、勤務時間は多少異なります。

田中委員

教職員の負担軽減には、十分つながっていますか。

橋ヶ迫課長

どこの学校でも、大きく助かっていると言えると思います。しかし、それで足りているかというと、学校により状況は様々ですが、助かっているのは事実と考えています。

業務ですが、配布資料の印刷に関わる業務や、配布物の仕分け、教室掲示物のラミネート作業や、備品の整理整頓、委員会活動等、補助的な作業をしていただいております。

少し手間が掛かる作業等を、その場に応じて行っていただくことで、教職員としては、非常に助かっているところです。

岸本委員

印刷という話もありましたが、どのようなものを印刷してもらったりしますか。テストなども印刷するのでしょうか。

橋ヶ迫課長

小学校においては、テストの印刷作業をお願いすることは、基本はないと考えています。

山本部長

中学校でも、全て確認しているわけではありませんが、そこまでは依頼していないと思います。テストも、業務用のコンピュータで作成し、そこから直接印刷したりします。全ての学校現場の状況は把握しておりませんが、テストの印刷まで行っていない状況です。

丹野委員

学童保育の延長事業について、どれぐらいの利用がありますか。

平本次長

当初のアンケートでは、保育時間延長の利用希望の方が3割程度おられましたが、現在の利用者は、25名程度です。学童保育施設によっては、延長保育の希望がないところもあります。延長については、午後6時30分までと、午後7時までの延長の2段階実施していますが、午後7時までの利用者は、2名程度です。

岸本委員

一般質問の「教師とのふれあい」についてですが、私は教員をしていたので、実感として分かるのですが、教員と子どもが触れ合うということは、それによって信頼関係につながると思います。もちろん、授業の中で築かれることは必ずあるのですが、それ以外に休み時間や昼休み、放課後も少しずつ話をしていくことで、子どもとの信頼関係を築くということは、十分に考えられることです。

先ほどの、スクールサポートスタッフについても、教員を支えるスタッフの導入など、教員を支える環境を整備していただき、子どもと接する時間の確保と、教員同士のコミュニケーションの時間を確保していただきたいと思います。是非とも、触れ合いの時間を確保してください。

岸本委員

大阪・関西万博のことについてですが、先日実際に行ってきました。僕は、以前から、今の子どもたちは体験が昔の子どもたちと比べて、減ってきているという話を何回かさせていただきました。

先ほど、淡路市独自の体験の話、学習活動の話も出ましたが、淡路市独自の体験活動も、あって然るべきと考えています。万博については半信半疑でしたが、実際に見学して印象に残ったパビリオンとして、「夜の地球」というものがありました。とても大きな輪島の漆塗りで、地上の街の光が金粉で表現されていました。ほかにも、企業と大学がコラボしたパビリオンもあり、未来の人々がどうなっていくかというもので、是非とも子どもたちに体験してほしいと思いました。

また、団体で入場する場合は、駐車場から入場ゲートまで約800メートル歩かなければなりません。もし、雨が降っていた場合、傘を差して長い距離を歩き、入場するために並ばなければなりません、そのような経験してもらったと思います。並ばないと入れないパビリオンに並ぶのも、それもまた経験だと思います。

答弁にもあったように、世界中から集まった、未来を見据えた展示の数々は、生徒たちにとって単なる見学ではないというのは、本当にそのとおりだと思います。是非とも、淡路市の中学生たちに、いい経験をさせていただきたいなと思いました。

岸本委員

ミライコネクトプロジェクトについての答弁に、「生成AIの活用の研究」とありますが、全国的にはまだ、積極的に学校の授業へ入れていくような動きはないと思っているのですが、個人的には、いずれ学校へ入ってくると思います。具体的に、研究の見通しについて教えてください。

橋ヶ迫課長

先進校視察や、ICT関連の教育に特化した事業者とやり取りしながら、良いところや危険なところがあるため、まずはどんどん使っていこうというよりも、しっかり研究を進めて、安全な使い方や効果的な使い方を見極めるというところから、スタートしていこうと考えています。

取り入れていける部分については、取り入れていくことができればと考えています。

岡山次長

次に、公民館運営審議会の審議状況について、平本次長から報告をお願いします。

平本次長

それでは、令和7年度第1回淡路市公民館運営審議会について、御報告させていただきます。この審議会は、地域住民が、より主体的に公民館運営に参画できるように、公民館における各種事業の企画実施等、公民館の運営について、協議し、推進していくための機関として、位置付けられています。

本市では、この会議を年間3回開催しており、委員については、教育委員会が、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方などから、地域のバランスを考慮し、委嘱しております。

令和7年5月27日（火）に、本年度第1回の審議会を、委員全員及び各地区拠点公民館長の出席の下、一宮公民館において開催しました。会議の主な内容としては、「令和6年度活動報告」として、各公民館の利用実績や令和6年度の決算状況及び「令和7年度公民館主催事業」について、報告及び協議を行いました。

委員からは、「コロナ禍により、人と人とのつながりが、希薄になりがちだったことを思うと、最近では、対面による講座や特に実施できなかった料理教室なども行っており、住民のニーズや健康志向にもつながることから、今後継続的に取り組んでいただきたい。」といった意見や、「事業実施に当たって、細かな点まで工夫を凝らしていると感じる。例えば、新しい講座を設けたり、参加者が、参加しやすい時間帯や曜日に変更したり、講座の名称なども工夫を凝らしたりしている。」「前年度、課題として出されていたことを、本年度の講座開設時に生かしている。」などの意見がありました。その他、令和7年度の公民館主催事業を、市広報紙の別冊号で案内したときの、市民の感想などについても説明し、意見交換を行いました。

その後、社会教育関係団体のことについての質問があり、地域住民が自主的に集まり、学びや文化、スポーツ活動などを通じて地域社会の発展に貢献することを目的とした団体であることと、社会教育団体の登録手続や登録状況について説明をしました。

最後に、公民館の使用許可に当たっては、広く一般に開放して、地域住民の社会教育活動などに利用されることが重要な任務として位置付けられていることから、公平・公正な取扱いが重要であり、公民館ごとでその取扱いに差異が生じないように、これまで文部科学省からも通知のあった内容「社会教育法第23条第1項の解釈」について、再確認を行いました。

岡山次長

この説明について、何か御意見や御質問はございますか。

田中委員

公民館講座に参加されている方は、高齢の方も増えていると思いますが、公民館講座に通う手段として、車に乗り合わせてというの聞きます。もう少し通いやすいような手段はありますか。

平本次長

公民館を拠点として、高齢者大学等いろいろな活動をしていますが、どうしても、御参加される方で免許を返納された方等の参加方法が、課題に上がります。各公民館には、それぞれバス停が近くにありますので、公共交通手段を利用したり、乗り合わせで御参加いただければと思います。

角村教育長

参加者同士でコミュニケーションを取り、乗り合わせで来ていただくのも大切ですね。

岡山次長

ここで、山本部長より報告事項がありますので、御説明させていただきます。

山本部長

このたび、「子どもの読書活動優秀実践文部科学大臣表彰」を、岩屋中学校が受賞いたしました。表彰の趣旨ですが、文部科学省が、平成14年度から、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるということと、子ども自身が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動を、推進するためのものです。今年度は、全国で262件受賞しており、学校関係であれば136件、そのうち、兵庫県内で受賞しているのは5件です。中学校2校、高校1校、幼稚園1園、図書館も1館受賞しています。

どのようなところが評価されたかという、岩屋中学校は、令和5年から6年度の2年間、読書活動推進事業の指定を受けており、読書活動の推進に取り組みました。具体的には、例えばブックトーク、本を紹介しながら会話するようなことを行いました。これを、中学生が、小学校5・6年生を対象に行うというものです。校内だけではなく、中学生が、小学校に出向いて、小中連携の視点で、読書活動をさらに広めていこうという活動をしました。

中学校には学校司書がありますが、その中で、図書委員の活動を充実させたり、読書コーナーなど図書の整理等、そういった活動をととても進めたということ。あとは、学校内ではお勧めの本の紹介ということで、実際に子どもたちに読書をさせ、その中で良かったものを、個人が全校生に紹介するといったような活動もいたしました。そのような活動の成果が、評価されたと聞いております。

岡山次長

ただ今の御報告について、御意見・御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

続きまして、水名口部長から、多賀小学校の再編に関することについて、報告をお願いいたします。

水名口部長

前回の定例教育委員会でも、御報告をさせていただきましたが、そこから新たに進んだ点を、御報告させていただきます。5月28日に、多賀地区町内会長会で、御説明と意見交換をさせていただきました。その意見を踏まえ、6月6日に、多賀小学校保護者の役員会で、説明会をさせていただきました。

過去に、今まで再編できていなかったこと等の御意見がございました。様々な意見を受けて、それに寄り添い、意見を交換しながら進めていかなければならない、詰めていかなければならないと思います。現時点では20名の児童数がありますが、5年生、6年生が卒業する2年後には、全校生が5名になってしまうというところは、御説明させていただいております。

今後も、地域並びに保護者等とは密に意見交換していく必要があります、児童数の現状を受け止めて、今後を詰めていかなければならない時期が来ているというところは認識し、適切に方針を出していきたいと考えています。一般質問でも、同様の趣旨で答弁をさせていただきましたので、近々そういった日程を組んでいきたいと思っております。

岡山次長

ただ今の報告について、御意見・御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、会議次第 6 「議事」の非公開案件 1 件の審議に戻ります。これからの会議の進行については、角村教育長をお願いします。

角村教育長

ここからは、非公開案件となります。事務局で、対応をお願いします。

角村教育長

それでは、議案第 1 6 号「教育委員会職員の任免の件」について、事務局から説明してください。

岡山次長

(説 明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第 1 6 号「教育委員会職員の任免の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(挙手全員)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

角村教育長

続いて、事務局からの報告事項をお願いいたします。

最初に、五斗長垣内遺跡追加指定の件について、所管課からお願いいたし

ます。

平本次長

(説 明)

角村教育長

ただ今の御報告について、何か御質問や御意見等ございますでしょうか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

続いて、市内小中学校の卒業式の日程について、報告をお願いいたします。

山本部長

(説 明)

角村教育長

ただ今の御報告について、何か御質問や御意見等ございますでしょうか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

これより会議を公開といたしますので、事務局で対応をお願いします。

次に、岡山次長から中学校体育設備の空調のことについて、報告してください。

岡山次長

中学校体育館の空調設備の整備について、御説明させていただきます。市内中学校体育館の空調設備に先立ち、朝来市と西宮市の体育館について、視察を行いました。朝来市については、昨年１１月に、和田山中学校と糸井小学校、西宮市には、６月１２日、今津中学校の方へ視察に行かせていただきました。

和田山中学校の体育館は、淡路市内でいうと、「いざなぎアリーナ」程度の大きな規模であり、大きい空調設備を設置しております。１０年ほど前に、

校舎と体育館を新築したとお聞きしました。

新築の際には、空調設備を設置する計画はなく、ここ１年で、朝来市内の全小・中学校に設置したとお聞きしました。良かった点として、２階通路に設置しており、フィルターの清掃や故障時の対応、メンテナンスの部分を行いやすいという点があることを、お聞きしました。

西宮市の場合、２階のギャラリー席に余裕がなかったため、天吊り式の空調となり、高所にあるため、フィルターの清掃にも業者を入れないとできないことや、送風機の音で、行事の際に声が聞こえないといった欠点があるということでした。

設置工事の際の苦勞として、学校行事との調整を挙げられていました。天吊り式で設置された西宮市の事例だと、工事に伴って、２～３か月体育館が使えなくなるため、部活動などの調整に苦勞したそうです。西宮市であれば、近隣に他の学校があるため、工事期間中はそちらを使用したりしていたそうです。

また、体育館の後付け空調となれば、大きく分けて、備え付け式と天吊り式の二つ方法がありますが、市議会一般質問でもあったように、今年度は中学校空調設備の整備事業で４，２００万円を計上しております。これは、今年度にプロポーザル方式で入札を行い、提案をいただいて、設計を行う予定としております。１０月には設計事業者を選定し、設計を組んで、令和８年度中の完成を目指す予定です。

視察に行った両市とも、断熱工事を行っていないそうです。断熱工事を行うとすると、空調設置と同じくらい費用が掛かるということで、空調を設置することを優先したと、お聞きしました。どちらの市も、学校の管理職の方も一緒にお話を聞かせていただきましたが、共通した意見として、夏場は十分な効果を発揮するということでした。空調運転を開始してから、約１０分程度で涼しさを感じるということ、また、どちらも共通して、冬場は暖かい空気が上昇してしまうため、効果は余り期待できず、送風機を設置しても効きづらいということでした。やはり、夏場は「もう空調がないと、体育の授業ができない」ということを言われておりました。

角村教育長

ただ今の御報告について、何か御質問や御意見等ありますでしょうか。

岸本委員

空調は、据え置き式と天吊り式であれば、費用は変わってきますか。

岡山次長

朝来市も西宮市にもお聞きしましたが、どちらも差はないようです。

久保委員

据え置き式でも、送風機は必要になるのでしょうか。

岡山次長

据え置き式の場合、送風機は必要ないようです。子どもと接触することを避けるため、2階に設置しているとお聞きしました。

角村教育長

実施に当たっては、学校等との調整しっかり行うようにしてください。

岡山次長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、7月24日（木）午後2時から淡路市役所本庁舎2号館大会議室4、5を考えていますので、よろしくお願いします。それでは、閉会のことを、田中教育長職務代理者にお願いいたします。

7. 閉 会

田中教育長職務代理者

（閉会挨拶）

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。